

資料 2

(議題②関係)

令和2年度沖縄県障害者施策推進協議会

第6期障害福祉計画及び 第2期障害児福祉計画について

-
-
- 1 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に係る
国の基本指針の概要…………… 1 ページ
 - 2 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画
策定スケジュール…………… 6 ページ
 - 3 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を
確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）
 - ・ 成果指標部分抜粋…………… 7 ページ
 - ・ 活動指標部分抜粋…………… 12 ページ
-

令和2年9月8日

沖縄県子ども生活福祉部
(障害福祉課)

第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に係る国の基本指針の概要

※ 障害者総合支援法及び児童福祉法において、障害福祉計画及び障害児福祉計画は一体のものとして定めることができるとされている。

1 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に定めるべき内容

(1) 計画に定めなければならない事項

ア 成果目標

- ①福祉施設の入所者の地域生活への移行
- ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③地域生活支援拠点等が有する機能の充実
- ④福祉施設から一般就労への移行等
- ⑤障害児支援の提供体制の整備等
- ⑥相談支援体制の充実・強化等
- ⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

イ 活動目標

- ①福祉施設から一般就労への移行等に係る労働関係機関の活動等に関する事項
 - ②令和5年度までの各年度における障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込みに関する事項
 - ③発達障害者等に対する支援に関する事項
 - ④精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に関する事項
 - ⑤相談支援体制の充実・強化のための取組に関する事項
 - ⑥障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項
- ウ 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- ①実施する事業の内容
 - ②各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方やび量の見込み

- ③ 各年度の見込量の確保のための方策
- ④ その他実施に必要な事項

(2) 計画に定めるよう努めなければならない事項

- ア 指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策を定めること。
- イ 指定障害福祉サービス等支援に従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置
- ウ 県の障害保健福祉部局と医療機関、教育機関等関係機関との連携方法等

(3) 計画に盛り込むことが望ましい事項

- ア 障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る法令の根拠、趣旨、基本的理念、目的及び特色等
- イ 区域の設定
- ウ 圏域単位を標準とした指定障害福祉サービス及び指定通所支援の見通し及び計画的な基盤整備の方策
- エ 障害福祉計画及び障害児福祉計画の期間
- オ 障害福祉計画及び障害児福祉計画の達成状況の点検及び評価

2 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に係る成果目標等

(1) 成果目標

※オ④を除き、全て令和5年度末時点での目標。

※下線部は、今回新たに設けられた、又は内容が変更となった項目。

ア 福祉施設の入所者の地域生活への移行

- ① 令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上を地域生活へ移行
- ② 令和元年度末時点の施設入所者数の1.6%以上を削減

イ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ① 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数
- ② 1年以上長期入院患者数の削減（65歳以上／65歳未満で分けて設定。削減数は厚労省の示す数式により算出。）

③ 令和元年度における早期退院率（入院後3ヶ月時点：69%以上、入院後6ヶ月時点：86%以上、入院後1年時点：92%以上）
ウ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実（各市町村又は各圏域）

エ 福祉施設から一般就労への移行等

- ① 令和元年度実績の1.27倍以上、福祉施設利用者を一般就労へ移行
- ② 就労移行支援事業については、令和元年度の一般就労への移行実績の1.3倍以上
- ③ 就労継続支援A型事業については令和元年度の一般就労への移行実績の概ね1.26倍以上
- ④ 就労継続支援B型事業については令和元年度の一般就労への移行実績の概ね1.23倍以上
- ⑤ 就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用する
- ⑥ 就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とする

オ 障害児支援の提供体制の整備等

- ① 児童発達支援センターの設置（市町村ごとに設置。市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置で差し支えない。）
- ② 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築（全ての市町村）
- ③ 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築
- ④ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保（各市町村に一箇所以上確保。市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保で差し支えない。）
- ⑤ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置（令和5年度末まで。各都道府県、各圏域、市町村での設置（市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置で差し支えない。））
- ⑥ 医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置（令和5年度末まで。各都道府県、各圏域、市町村での設置（市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置で差し支えない。））

カ 相談支援体制の充実・強化等

- ① 総合的・専門的な相談支援の実施（令和5年度末まで。各市町村又は各圏域。取組を実施するに当たって、基幹相談支援センター等が機能を担うことを検討。）
- ② 地域の相談支援体制の強化を実施する体制確保（令和5年度末まで。各市町村又は各圏域。取組を実施するに当たって、基幹相談支援センター等が機能を担うことを検討。）

キ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

① 令和5年度末までに障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築

(2) 活動指標

ア 福祉施設から一般就労への移行等（労働関係機関の活動等に関する事項）

① 就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者の一般就労への移行者数

② 障害者に対する職業訓練の受講者数

③ 福祉施設から公共職業安定所へ誘導する福祉施設利用者数

④ 福祉施設から障害者就業・生活支援センターへ誘導する福祉施設利用者数

⑤ 公共職業安定所の支援を受けて就職する福祉施設利用者数

イ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

ウ 生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）、就

労定着支援、療養介護、短期入所（福祉型）、短期入所（医療型）

エ 自立生活援助、共同生活援助、施設入所支援、地域生活支援拠点等

オ 相談支援

カ 障害児通所支援、障害児入所支援、障害児相談支援等

※イ〜カはそれぞれのサービス見込量

キ 発達障害者等に対する支援

① 発達障害者支援地域協議会の開催回数

② 発達障害者支援センターによる相談支援件数

③ 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネージャの関係機関への助言件数

④ 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネージャの外部機関や地域住民への研修、啓発件数

⑤ ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数

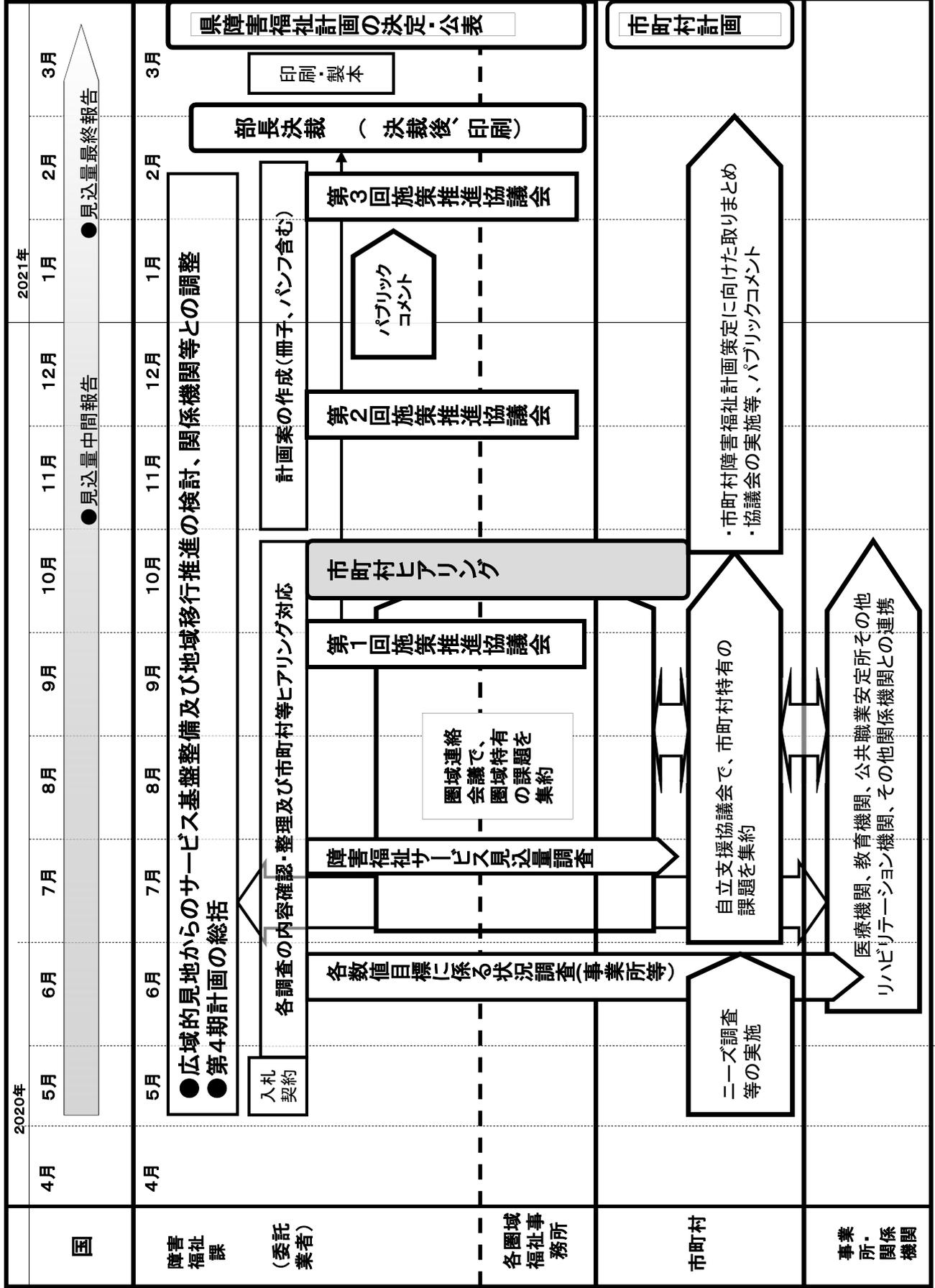
⑥ ペアレントメンターの人数

⑦ ピアサポートの活動への参加人数

ク 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ① 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数
 - ② 保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数
 - ③ 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数
 - ④ 精神障害者の地域移行支援
 - ⑤ 精神障害者の地域定着支援
 - ⑥ 精神障害者の共同生活援助
 - ⑦ 精神障害者の自立生活援助 ※④～⑦はそれぞれのサービス見込量
 - ⑧ 精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数
- ケ 相談支援体制の充実・強化のための取組
- ① 障害者の種別や各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施見込量
 - ② 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数
 - ③ 地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数
 - ④ 地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数
 - ⑤ 地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数
- コ 福祉サービスの質を向上させるための取組
- ① 県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数
 - ② 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有体制の有無及び実施回数
 - ③ 事業者等に対する指導監査の結果を関係自治体と共有する体制の有無及び共有回数

第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画策定スケジュール



障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針
(平成十八年厚生労働省告示第三百九十五号)

※成果指標部分抜粋

第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標

障害者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、令和五年度を目標年度とする障害福祉計画等において必要な障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標として、次に掲げる事項に係る目標（以下「成果目標」という。）を設定することが適当である。また、これらの成果目標を達成するため、活動指標（別表第一の上欄に掲げる事項ごとの、成果目標を達成するために必要な量等をいう。以下同じ。）を計画に見込むことが適当である。なお、市町村及び都道府県においては、成果目標及び活動指標に加えて、独自に目標及び指標を設定することができるものとする。

一 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、令和元年度末時点の福祉施設に入所している障害者（以下「施設入所者」という。）のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、令和五年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定する。その際、福祉施設においては、必要な意思決定支援が行われ、施設入所者の地域生活への移行等に関し、本人の意思が確認されていることが重要である。当該目標値の設定に当たっては、令和元年度末時点の施設入所者数の六パーセント以上が地域生活へ移行することとともに、これに合わせて令和五年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から一・六パーセント以上削減することを基本とする。

当該目標値の設定に当たっては、令和二年度末において、障害福祉計画で定めた令和二年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和五年度末における地域生活に移行する者及び施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とする。

なお、施設入所者数の設定のうち、新たに施設へ入所する者を見込むに当たっては、グループホーム等での対応が困難な者等、真に施設入所支援が必要な場合の検討等を市町村、関係者により協議の上、その結果を踏まえて設定すべきものであることに留意する必要がある。また、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号。以下「整備法」という。）による改正前の児童福祉法に規定する指定知的障害児施設等（以下「旧指定施設等」という。）に入所していた者（十八歳以上の者に限る。）であって、整備法による改正後の障害者総合支援法に基づく指定障害者支援施設等の指定を受けた当該旧指定施設等に引き続き入所しているもの（以下「継続入所者」という。）の数を除いて設定するものとする。

加えて、障害者支援施設においては、施設入所者の個々の状況に応じた意思決定支援の実施や地域における関係機関との連携により、施設入所者の地域生活への移行に

取り組むことと併せて、施設入所者等の生活の質の向上を図る観点から、一層の小規模化等を進めること、障害者の重度化・高齢化に対応した専門的なケアを行う体制を確保することが求められる。さらに、障害への理解を促進するため、地域交流の機会を確保するとともに地域で生活する障害者等に対する支援を行う等、地域に開かれていることが望ましい。

二 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、精神障害者（精神病床への入院後一年以内に退院した者に限る。二の1において同じ。）の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数、精神病床における一年以上長期入院患者数（六十五歳以上の一年以上長期入院患者数、六十五歳未満の一年以上長期入院患者数）、精神病床における早期退院率（入院後三か月時点の退院率、入院後六か月時点の退院率、入院後一年時点の退院率）に関する目標値を次に掲げるとおり設定することとする。

なお、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る目標の達成に当たっては、地域の医療サービスに係る体制の整備が重要であることから、特に医療計画（医療法（昭和三十二年法律第二百五号）第三十条の四第一項に規定する医療計画をいう。以下同じ。）との関係に留意すること。

1 精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するためには、地域における精神保健医療福祉体制の基盤を整備する必要があることから、当該整備状況を評価する指標として、精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における生活日数の平均に関する令和五年度における目標値を設定する。

当該目標値の設定に当たっては、精神障害者の精神病床からの退院後一年以内の地域における生活日数の平均を三百十六日以上とすることを基本とする。

2 精神病床における一年以上長期入院患者数（六十五歳以上、六十五歳未満）

地域の精神保健医療福祉体制の基盤を整備することによって、一年以上長期入院患者のうち一定数は地域生活への移行が可能になることから、別表第四の一の項に掲げる式により算定した令和五年度末の精神病床における六十五歳以上の一年以上長期入院患者数及び別表第四の二の項に掲げる式により算定した令和五年度末の精神病床における六十五歳未満の一年以上長期入院患者数を、目標値として設定する。

3 精神病床における早期退院率（入院後三か月時点、入院後六か月時点、入院後一年時点）

地域における保健、医療、福祉の連携支援体制が強化されることによって、早期退院が可能になることを踏まえて、入院中の精神障害者の退院に関する目標値として、入院後三か月時点の退院率、入院後六か月時点の退院率及び入院後一年時点の退院率に関する令和五年度における目標値を設定する。

目標値の設定に当たっては、入院後三か月時点の退院率については六十九パーセント以上とし、入院後六か月時点の退院率については八十六パーセント以上とし、入院後一年時点の退院率については九十二パーセント以上とすることを基本とする。

三 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制をいう。以下同じ。）について、令和五年度末までの間、各市町村又は各圏域に一つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年一回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

四 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、令和五年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定に当たっては、令和元年度の一般就労への移行実績の一・二七倍以上とすることを基本とする。この際、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業（就労継続支援A型（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「規則」という。）第六条の十第一号の就労継続支援A型をいう。以下同じ。）を行う事業をいう。以下同じ。）及び就労継続支援B型事業（就労継続支援B型（同条第二号の就労継続支援B型をいう。以下同じ。）を行う事業をいう。以下同じ。）について、各事業の趣旨、目的、各地域における実態等を踏まえつつ、それぞれ令和五年度中に一般就労に移行する者の目標値も併せて定めることとする。

具体的には、就労移行支援事業については、一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、令和元年度の一般就労への移行実績の一・三〇倍以上とすることを基本とする。また、就労継続支援については、一般就労が困難である者に対し、就労や生産活動の機会の提供、就労に向けた訓練等を実施することが事業目的であること等に鑑み、就労継続支援A型事業については令和元年度の一般就労への移行実績の概ね一・二六倍以上、就労継続支援B型事業については概ね一・二三倍以上を目指すこととする。

また、障害者の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率（過去三年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数の割合をいう。以下同じ。）に係る目標値を設定することとし、就労定着支援事業の利用者数については、各地域における就労定着支援事業の事業所数等を踏まえた上で、令和五年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、七割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。さらに、就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が八割以上の事業所を全体の七割以上とすることを基本とする。

なお、一般就労に移行する者の数及び就労移行支援事業の利用者数に係る目標値の設定に当たり、令和二年度末において、障害福祉計画で定めた令和二年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和五年度末における各々の目標値に加えた割合以上を目標値とする。

これらの目標値を達成するため、市町村及び都道府県の障害保健福祉担当部局は、都道府県の産業・労働担当部局、教育委員会等の教育担当部局、都道府県労働局等の関係機関との連携体制を整備することが必要である。その際、都道府県ごとに、就労支援の関係者からなる障害者雇用支援合同会議を設け、障害福祉計画の目標値の達成

に向けた取組の推進等、統一的に施策を進めていくことが考えられる。なお、将来的には、圏域ごとに同様の取組を行うことが望ましい。

また、これらに加えて、就労支援について、障害保健福祉施策と労働施策の双方から重層的に取り組むため、都道府県の障害保健福祉担当部局は、都道府県の労働担当部局及び都道府県労働局と連携して、別表第一の一の表各項に掲げる事項を令和五年度の活動指標として設定して取り組むことが適当である。

なお、福祉施設から一般就労への移行等のみならず、離職者や特別支援学校等の卒業生に対する就職の支援、障害者に対して一般就労や雇用支援策に関する理解の促進を図ること等、障害者雇用全体についての取組を併せて進めることが望ましい。この際、大学（四年制大学のほか、短期大学、大学院、高等専門学校を含む。）在学中の学生についても、早期に専門的な就労支援を利用することが、その後の就職活動を円滑に進める上で効果的である場合もあることから、都道府県等においては、在学中の就労移行支援事業の利用について、必要に応じ適切に取り組まれるよう、関係機関等と連携し、周知を図ることが望ましい。

さらに、直ちに一般就労に移行することが難しい場合においても、適正に応じて能力を発揮し、地域において自立した生活を実現するため、就労継続支援事業における工賃等の向上を引き続き図っていくことが望ましい。このため、都道府県が工賃の向上に関する計画を作成した場合は、目標工賃等の概要について都道府県障害福祉計画上に記載し、周知を図ることが適当である。この際、併せて、就労継続支援事業等における農福連携の取組が進むよう、農福連携に関する理解を図るとともに、各事業所に対する支援を進めることが望ましい。

加えて、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達推進等に関する法律（平成二十四年法律第五十号）において、都道府県及び市町村は障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を作成することとされており、障害福祉計画においては、当該方針との整合性を図りながら、官公需に係る障害者就労施設等の受注機会の拡大や調達目標金額等について記載し、就労継続支援事業における工賃等の向上の取組と一体的に取組を進めることが望ましい。

なお、今後ますます進む高齢化を見据え、高齢障害者の社会参加や就労に関する多様なニーズに対応するため、就労継続支援B型事業等による適切な支援を実施するとともに、高齢障害者のニーズに応じて、他のサービスや事業に適切につなぐことができる体制の構築を進めることが望ましい。

五 障害児支援の提供体制の整備等

1 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和五年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも一カ所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。

また、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施

するなどにより、令和五年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

2 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築

聴覚障害児を含む難聴児が適切な支援を受けられるように、令和五年度末までに、各都道府県において、児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障害）等の連携強化を図る等、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保することを基本とする。

3 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、令和五年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所（児童福祉法第六条の二の二第二項に規定する児童発達支援を行う事業所をいう。）及び放課後等デイサービス事業所（同条第四項に規定する放課後等デイサービスを行う事業所をいう。）を各市町村に少なくとも一カ所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。

4 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和五年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

六 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制を充実・強化するため、令和五年度末までに、各市町村又は各圏域において、別表第一の九の表各項に掲げる総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

これらの取組を実施するに当たっては、基幹相談支援センター又は第一の一の4(一)に掲げる事業がその機能を担うことを検討する。

七 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、改めて障害者総合支援法の基本理念を念頭に、その目的を果たすためには、利用者が真に必要なとする障害福祉サービス等の提供を行うことが重要である。そのため、都道府県及び市町村の職員は、障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組を行い、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害者等が真に必要なとする障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくことが望ましい。また、自立支援審査支払システム等を活用し、請求の過誤を無くするための取組や適正な運営を行っている事業所を確保することが必要となる。そこで、これらの取組を通じて利用者が真に必要なとする障害福祉サービス等を提供していくため、令和五年度末までに、別表第一の十の表各項に掲げる障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針
 (平成十八年厚生労働省告示第三百九十五号)

※活動指標部分抜粋

別表第一

一 福祉施設から一般就労への移行等

事 項	内 容
就労移行支援事業及び就労継続支援事業（就労継続支援を行う事業をいう。以下同じ。）の利用者の一般就労への移行	都道府県の障害保健福祉担当部局は、令和五年度において、就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者のうち、一般就労への移行者数の見込みを設定する。
障害者に対する職業訓練の受講	都道府県の障害保健福祉担当部局は、都道府県の労働担当部局及び都道府県労働局と連携して、福祉施設から一般就労への移行を促進するため、令和五年度において、福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、必要な者が職業訓練を受講することができるよう、受講者数の見込みを設定する。
福祉施設から公共職業安定所への誘導	都道府県の障害保健福祉担当部局は、都道府県労働局と連携して、就労移行支援事業者等と公共職業安定所との円滑な連携を促し、令和五年度において、福祉施設の利用者のうち、必要な者が公共職業安定所の支援を受けることができるよう、福祉施設から公共職業安定所へ誘導する福祉施設利用者数の見込みを設定する。
福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導	都道府県の労働担当部局及び障害保健福祉担当部局は、都道府県労働局と連携して、福祉施設から一般就労に移行した者の職場定着を支援するため、令和五年度において、福祉施設から一般就労に移行する利用者のうち、必要な者が就労移行支援事業者等と連携した障害者就業・生活支援センターによる支援を受けることができるよう、福祉施設から障害者就業・生活支援センターへ誘導する福祉施設利用者数の見込みを設定する。
公共職業安定所における福祉施設利用者の支援	都道府県の障害保健福祉担当部局は、都道府県労働局と連携して、就労移行支援事業者等と公共職業安定所との円滑な連携を促すとともに、就労移行支援事業者等が適切かつ必要な就労支援を支援者に対して行い、令和五年度において、福祉施設の利用者のうち、必要な者が公共職業安定所の支援を受けることで、一定割合の者が就職に結びつくよう、公共

	職業安定所の支援を受けて就職する者の数の見込みを設定する。
--	-------------------------------

二 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に訪問系サービスの利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。
--	--

三 生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、療養介護、短期入所（福祉型）、短期入所（医療型）

生活介護	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に生活介護の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。
自立訓練（機能訓練）（規則第六条の七第一号の自立訓練（機能訓練）をいう。）	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。
自立訓練（生活訓練）（規則第六条の七第二号の自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立訓練（生活訓練）の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。
就労移行支援	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に就労移行支援事業の利用が見込まれる者の数、福祉施設の利用者の一般就労への移行者数、特別支援学校卒業者、退職者で復職を希望する者等新たに就労移行支援事業の対象者と見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。
就労継続支援A型	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障

	<p>害者のうち地域生活への移行後に就労継続支援A型の利用が見込まれる者の数、就労継続支援A型の利用者の一般就労への移行者数、平均的な一人当たり利用量、地域の雇用情勢等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。</p>
就労継続支援B型	<p>現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に就労継続支援B型の利用が見込まれる者の数、就労継続支援B型の利用者の一般就労への移行者数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。</p> <p>設定に当たっては、区域内の就労継続支援B型事業所における工賃（事業所が、利用者に対して、事業収入から事業に必要な経費を控除して支払う金額をいう。）の平均額について、区域ごとの目標水準を設定することが望ましい。</p>
就労定着支援	<p>現に利用している者の数、障害者等のニーズ、福祉施設の利用者の一般就労への移行者数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。</p>
療養介護	<p>現に利用している者の数、障害者等のニーズ等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。</p>
短期入所（福祉型、医療型）	<p>現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に短期入所の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。</p>

四 自立生活援助、共同生活援助、施設入所支援、地域生活支援拠点等

自立生活援助	<p>現に利用している者の数、同居している家族による支援を受けられない障害者の数、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。</p>
共同生活援助	<p>現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数、一人暮らしや家庭からグループホームに入所する者の数、グループホームから</p>

	退所する者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
施設入所支援	<p>令和元年度末時点の施設入所者数を基礎として、施設入所者の地域生活への移行者数を控除した上で、グループホーム等での対応が困難な者の利用といった真に必要と判断される数を加えた数を勘案して、利用者数の見込みを設定する。</p> <p>当該利用者数の見込みの設定に当たっては、令和五年度末において、令和元年度末時点の施設入所者数の一・六パーセント以上を削減することとし、令和二年度末において、障害福祉計画で定めた令和二年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和五年度末における施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とすることを基本としつつ、地域の実情に応じて設定することが望ましい。</p>
地域生活支援拠点等	地域生活支援拠点等の設置箇所数と地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数について、年間の見込み数を設定する。

五 相談支援

計画相談支援（障害者総合支援法第五条第十八項に規定する計画相談支援をいう。）	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に計画相談支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
地域移行支援	<p>現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。</p> <p>設定に当たっては、入所又は入院前の居住地を有する市町村が対象者数の見込みを設定する。</p>
地域定着支援	現に利用している者の数、単身世帯である障害者の数、同居している家族による支援を受けられない障害者の数、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

六 障害児通所支援、障害児入所支援、障害児相談支援等

児童発達支援	地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ、保育所や認定こども園、幼稚園等での障害児の受入状況、入所施設から退所した後に児童発達支援の利用が見込まれる障害児の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。
医療型児童発達支援（児童福祉法第六条の二の二第三項に規定する医療型児童発達支援をいう。以下同じ。）	地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ、保育所や認定こども園、幼稚園等での障害児の受入状況、入所施設から退所した後に医療型児童発達支援の利用が見込まれる障害児の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。
放課後等デイサービス	地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ、放課後児童健全育成事業等での障害児の受入状況、入所施設から退所した後に放課後等デイサービスの利用が見込まれる障害児の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。
保育所等訪問支援	地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ、保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、特別支援学校等での障害児の受入又は利用状況、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。
居宅訪問型児童発達支援	地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。
福祉型障害児入所施設医療型障害児入所施設	地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ等を勘案して、利用児童数の見込みを設定する。
障害児相談支援	地域における児童数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ等を勘案して、利用児童数の見込みを設定する。
医療的ケア児に対する関連分野の	地域における医療的ケア児のニーズ等を勘案して、

支援を調整するコーディネーターの配置人数	必要となる配置人数の見込みを設定する。
----------------------	---------------------

七 発達障害者等に対する支援

発達障害者支援地域協議会の開催	地域の支援体制の課題の把握及び対応についての検討を行うために必要な開催回数を見込みを設定する。
発達障害者支援センターによる相談支援	現状の相談件数、発達障害者等のニーズのうち、市町村等での対応が困難であり発達障害者支援センターによる相談支援が真に必要と判断される数を勘案して、相談件数を見込みを設定する。
発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言	現状の助言件数、発達障害者等のニーズのうち、市町村等での対応が困難であり発達障害者支援センターあるいは発達障害者地域支援マネジャーの助言を必要とする数を勘案して、助言件数を見込みを設定する。
発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発	現状の研修及び啓発件数を勘案し、個々の発達障害者の特性に関する理解が図られるために必要な研修、啓発件数を見込みを設定する。
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、受講者数を見込みを設定する。
ペアレントメンターの人数	現状のペアレントメンター養成研修等の実施状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、ペアレントメンターの人数を見込みを設定する。
ピアサポートの活動への参加人数	現状のピアサポートの活動状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、数を見込みを設定する。

八 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の一年間の開催回数を見込みを設定する。
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと（医療にあっては、精神科及び精神科以外の医療機関別）の参加者数の

	見込みを設定する。
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場における目標設定及び評価の実施回数の見込みを設定する。
精神障害者の地域移行支援	現に利用している精神障害者の数、精神障害者等のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
精神障害者の地域定着支援	現に利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
精神障害者の共同生活援助	現に利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
精神障害者の自立生活援助	現に利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
精神病床における退院患者の退院後の行き先	都道府県において、入院中の精神障害者が地域生活を送るための基盤整備内容を検討するために必要となる、精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数の見込みを設定する。

九 相談支援体制の充実・強化のための取組

総合的・専門的な相談支援	障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の見込みを設定する。
地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込みを設定する。 地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数の見込みを設定する。 地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数を見込みを設定する。

十 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定する。
---------------------	---

<p>障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有</p>	<p>障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数を見込みを設定する。</p>
<p>指導監査結果の関係市町村との共有</p>	<p>都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制の有無及びその共有回数を見込みを設定する。</p>